

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催

令和5年11月6日(月)14時から、さいたま市大宮区のソニックシティ4階市民ホールにおいて、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を埼玉県・埼玉弁護士会後援のもと、約100名の県民の皆様にご参加いただき開催しました。



シンポジウムの様子

冒頭、主催者として久知良俊二埼玉労働局長から「厚生労働省では過労死等を防止するため、毎年11月を『過労死等防止啓発月間』と定め、その月間における取組の一環としてこのシンポジウムを開催しており、過労死等を防止することの重要性を県内の事業場・働く方をはじめとした県民の皆様幅広く周知を図ることを目的としています」と開会挨拶を行い、続いて、久保佳代子埼玉県産業労働部雇用労働局長から後援者挨拶をいただきました。



開会挨拶をする久知良二埼玉労働局長(左)と
後援者挨拶をする久保佳代子埼玉県雇用労働局長(右)

その後、埼玉労働局労働基準部の宮地延幸監督課長から「埼玉労働局からの現状報告」として、令和5年度版過労死等防止白書の内容(過労死等をめぐる調査・分析結果等)について報告がありました。



報告する宮地課長

埼玉労働局労働基準部監督課

「企業の取り組み事例発表」としては、田部井建設株式会社代表取締役の田部井俊一社長から「我が社における長時間労働削減への取り組み」と題して、勤怠管理システム・経費精算システムの導入や建設DX:3Dレーザースキャナーによる3次元測量による作業に必要な人員の作業日数の削減や生産性向上のための取組として、社員研修による人材育成や働きやすい職場環境の整備等について、事例発表がありました。



事例発表をする田部井社長

また、過労死を考える家族の会からの体験談では、過労死に至る前の対処法について話をいただきました。



講演する天笠氏

基調講演では、静岡社会健康医学大学院大学准教授の天笠 崇 医学博士から「過労死・過労自殺予防のための法令順守のために～ポストハラスメント防止法の今：あらためて過労自殺予防対策を考える～」と題して、過労死・過労自殺の歴史的な位置づけ、法令整備の歴史的な振り返り、ハラスメント防止法についての話があり、これからのハラスメント防止対策としては、法令順守はもちろん、マクロでは「ビジネスと人権」の視点、ミクロでは「参加型職場環境改善」が今、求められている旨の講演をいただきました。

最後に、埼玉弁護士会の渡邊健二弁護士が閉会挨拶を行って、本シンポジウムのプログラムが終了しました。